

## 公共事業優先位決定方式改善 意見書

昭和二十三年九月七日、経済安定本部建設局公共事業課長当時の政策提言。公共事業の優先位決定に当り、受益者の実態を重視することを主張する(初出)

アメリカの公共事業は連邦政府の追加経費に依り就業を増し、国内市場を開拓し、以て永久繁栄を維持することを目的としてゐることと吾々はきいてゐる。若しも然りとせば単位経費を以て最大多数の失業者を吸収する公共事業が優先順位の第一であるはずである。

日本の公共事業は若干事情が異つてゐる。吾国の公共事業はその運業費の全部又は一部を国庫が支弁の土木建築事業であり、国家に取つては、緊急必要のものである。即ち国民最低生活の維持、被害地の復旧、失業者の救済等である。かくの如く吾国の公共事業は複雑な性格をもつてゐるから事業の優先位も単純に決定することは困難である。他方に於て国内及国際情勢は変化しながら、吾国の経済再建に効果を収むる公共事業に優先位を決定する方式をとらねば

ならぬ必要が発生した。

過去の経験と情勢変化に照らして優先位決定方式の改善案を次の通り提議する。

### 一、優先方式決定について二つの面

公共事業を取扱ふ上に實際的に二つの面がある。一つは経済的重要性、他は事業に対する補助率である。

過去においては優先の事業に高額補助をするやうに考へられた。しかし補助額の割合は受益者の能力によるべきであり、若しも事業の受益者が一般公共である時は其の事業は高額補助を受ける資格あり、之れに反し受益者が特定の人々に限られる時は納税者の負担となる多額の補助を受くる資格がないのに、かかる事業が優先位を受けることがある。以上の見解が正しいとすれば開拓、灌漑、土地改良、漁港建設、住宅建設は高額補助を受け得ざるものと判断する。事業の受益者が一小部分の人であつて此等の人の内には終戦に依つて解放され、経済状態が改善されておるものがある。さらに進んで産業施設事業(石炭、石油等)に対する建設事業は、公共事業より除外せらるべきものといわねばならぬ。

### 二、経済効果判定の時間的制約の緩和

現行のプライオリティシステムは経済効果の判定に時間

的制約をつけているから、経済効果の発生が二年以上かかるような事業はプライオリティが低いことになる。このことは、公共事業を始めた当時の日本の経済の状況（例へば消費財の異常な不足）を考慮に容れるならば尤もなことである。

しかし貿易の再開と生産の漸次的回復により、かかる非常手段をとる必要性が或程度軽減された。従つて一年以上時間経過の後で経済効果をあげるやうな計画は、長期的視野から正当に考慮されなければならない。

### 三、新規建設よりも維持

一般に日本人には既存施設の維持よりも新設を重む傾向がある。

然しながら現在の経済のこの危機は数年間継続することと考へられるから、新建設がいかに効果的であつても巨大な新建設に要する財源の負担にこの経済力がたえ得るかどうかは疑問である。

優先位方式創設に当り公共事業全般に亘り維持は新設より優位と考へねばならぬ。

### 四、経費と利益均衡主義

経費がいかにかかつても速かに効果を生ずる事業を先にする現在の方式は誤つてゐた。

経済的危機の現在に於いては、経費と利益との比率を一層厳格に適用せねばならない。

例へば土地開拓は通常の失業救済よりは多額の費用を要し通常の土地改良よりは効果少ないから、斯る事業は過去にあつたやうに優位と考へられない。

### 五、各公共事業の有機的関連を確立すること

現在の優位方式は事業単位毎にその順位を決定した。しかしながら實際上各々の事業は相互に関連がある。

例へば水害予防は植林、砂防改善、道路、水害地改修、土地改良等と関連がある。

故に一つの事業を一単位として優位を決定し促進することは不合理でもあり又経済的でもない。その地方に於ける事業の各単位の有機的關係を研究し其の見地より優位を決定せねばならない。例へば河川の優位は其地方の重要性に依つて異なつてくるから、河川といふ形式的分類に依つて定めてはならない。

特に広大なる地域が荒廃しその荒廃が更に災害を激化することを考へるならば、このことは強調されねばならない。

### 六、請負者の能力

現在の優位決定は単に事業の客観性の判断に依つてのみ決定され、事業の他の面を忘れてゐた。若しも請負者の能

力が事業を遂行することに不足してゐる場合は、事業の認証を留保することによって経営者の主観的能力や経営が確實にやれるやうに仕向けねばならぬ。

七、優位方式の純化

公共事業の内に経済効果を測定し得ざる事業がある。

例へば政府庁舎、六・三制学校建築のものである。斯る事業は他の物質的效果を生む事業と比較する制度はない。他面政府庁舎及六・三制学校建築は教育制度の改革或は改組又は政府機関の拡張、関係各省庁舎のとり上げ等の結果に依るものであつて、斯る建設に対しては認証すべきや否やについて吾々は弾力性を持つてゐない。

以上二つの理由で斯種事業は公共事業優位決定の範囲より除外すべきものである。とはいへ斯種建築を無制限に遂行せよと云ふ趣旨ではない。

八、其の他の提議

イ、最初に指摘した如く現在の公共事業は多数の失業者が最も多く就業し得る事業及地方を中心として計画されてゐないから實際工事に當つて雇用状況は忘れ勝ちであるといつて失業者の救済を無視することは甚だ危険である。なぜなら貿易再開と単一為替率認定に伴ひ困難なる失業問題に直面するであらう。夫れ故に工事

の遂行に当り就職問題の真摯なる研究を継続せねばならない。

ロ、資材については未だ全部とは云へぬが或程度改善状態にある優位決定につき資材面は多少緩和されてゐる。

ハ、他面優位決定につき中央地方共に財政上の理由が著しく重要性を加へて來てゐるから公共事業の要請に應ずるために財政方式の改変を必要としてゐる。